

先日、新聞の1面に、運動会の記事が掲載されていた。運動会の実施・延期などについて、学校関係者が「正解のない問い」に悩んでいるという。

多くの大学と同様、私の勤務校にも運動会はない。しかし、悩みがないわけではない。授業形態をどうするのか。従来通り、対面を実施するのか、それともオンラインに移行するのか。現在のところ、密にながちな大規模授業はオンライン

## 「正解」を求めて

る程度授業を選択して履修できるので、そこで多少調整する余地がある。

「正解」が見えない理由は、人によって置かれた状況や価値観が違ったためだろう。新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクは人によって違うし、客観的に見れば同程度のリスクであったとしても、そのリスクをとるかどうかは人によって判断が分かれる。全員が満足できる解決などない。

さて、私の専門は民法であるが、民事紛争において、紛争当事者全員が満足できる解決もまずない。当事者の利害は完全に対立している。解決の基準として法律

理のない欠席判決である。

そのため、判決として地方裁判所が実質的な判断を示したのは、約3万3千件に過ぎない。圧倒的多数の事件が、話し合いで終わっている。

それでは、裁判官は当事者に適当に相談をさせておけば紛争は解決するかというところ、それで解決するのなら、初めから裁判所に来るはずがない。裁判所で和解が成立するのは、判決を見据えて、裁判官が和解を試みるからである。もちろん、裁判官は超能力者ではないから、過去の事実が見えたりはしない。裁判官は証拠に基づいて事実を認定し、判決する。大切なのは、その判断をいかに説明するかである。説明に失敗すれば、当事者は裁判官の説得に耳を貸さずに、和解は失敗するだろう。判決での説明に失敗すれば、その判決は、控訴され、上級裁判所によって取り消されるだろう。

結局、「正解」がない以上、いかに説得力のある判断をするかにかかっている。データや資料、さまざまな意見を集め、ルールや常識（これが一番難しいが）に沿って、判断をする。できるだけ丁寧な判断過程を説明する。もちろん、判断は人によって振れ幅があるだろうが、全くの自由裁量ということもないだろう。我々にできるのは、誰もが認める「正解」ではなく、説明できる範囲内で、よりよい解決を目指すことではないだろうか。

# 説明でできる範囲で よりよい解決を

ンとする一方、演習(ゼミ)などは対面で実施している。当然、オンラインを望む学生も、対面を望む学生もあり、「正解」は見えない。幸い、大学は学生があ



名古屋経済大 学  
法学部准教授  
濱口 弘太郎

はまぐち・こうたろう 民法  
(損害賠償法)。北海道大学大学院法学研究科博士後期課程修了。1985年生まれ。

があるわけだが、法律も万能ではない。子どもを殺された親が、殺人犯に、一言謝ってほしいと求めても、裁判所に謝罪を命じる権限はない。貸金回収のために勝訴判決を得ても、債務者に資力が無ければ、強制執行することはできない。

訴訟においても、よりよい解決を求めて、和解に向けた話し合いがもたれる。令和元年度に全地方裁判所で終局した事件の数は13万件ほどだが、そのうち判決は約5万8千件であった。もっとも、判決のうち、約2万5千件は、実質的な審

